

国立大学法人大分大学ダイバーシティ推進会議規程

平成29年3月29日制定
平成29年規程第38号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第14条第3項の規定により、全学的なダイバーシティ推進の取組について審議するため設置する、国立大学法人大分大学ダイバーシティ推進会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「ダイバーシティ」とは、国立大学法人大分大学における職員の個性を尊重し、その持てる能力を最大限に発揮させることにより、多様な人材を積極的に活用することをいう。

(審議事項)

第3条 会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) ダイバーシティ推進に係る基本方策に関すること。
- (2) ダイバーシティ推進方策の企画、立案及び実施に関すること。
- (3) ダイバーシティ推進の実施状況の点検、評価及び改善に関すること。
- (4) ダイバーシティ推進に係る学内各組織間の連絡調整に関すること。
- (5) ダイバーシティ推進に係る広報及び啓発活動に関すること。
- (6) その他ダイバーシティ推進に関し重要な事項

(構成)

第4条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) ダイバーシティ推進本部長
- (4) ダイバーシティ推進副本部長
- (5) 学部長
- (6) 福祉健康科学研究科長
- (7) 医学部附属病院長
- (8) 保健管理センター所長
- (9) 事務局長
- (10) 総務部長
- (11) 研究推進部長
- (12) 財務部長
- (13) 学生支援部長
- (14) 医学・病院事務部長
- (15) その他学長が必要と認める職員

2 前項第15号の委員は、学長が指名する。

(議長)

第5条 会議に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を行する。

(議事)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するとこ

ろによる。

(議事の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について、委員が出席して開催される次の会議において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 会議が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

(事務)

第9条 会議の事務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第23号）

この規程は、令和元年11月18日から施行する。

附 則（令和2年規程第3号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第34号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。